

## 第 11 回講義予習課題

助教授 濱本 正太郎

今回の範囲は、5.5 Prohibition of the Threat or Use of Force と、13.3.2 Maintenance of Peace and Security、14. Collective Security and the Prohibition of Force。

### 注意すべき問題

#### 5.5 Prohibition of the Threat or Use of Force

- ・国連憲章 2 条 4 項の例外を整理する。

#### 13. The Role of the United Nations

ここは、3・4 年次配当の「国際機構法」で学ぶことがほとんどなので、「国際法概論」のためには、次のセクションのみ読んでおけばさしあたり十分。

#### 13.3.2 Maintenance of Peace and Security

- ・ collective security (集団的安全保障) とは何か
- ・国連が a world policing and enforcement agency というのはどういう意味か?
- ・国連安全保障システムの欠陥 4 つを整理
- ・冷戦が国連安全保障システムに及ぼした影響を整理

#### 14. Collective Security and the Prohibition of Force

#### 14.1 Maintenance of Peace and Security by Central Organs or with Their Authorization

##### 14.1.1 Resort to Force by States

- ・二段落目に "Being unable directly to take military measures" とあるが、この理由は?
- ・ the enlargement of the notion of 'threat to the peace' とはどういう意味か?
- ・ the 'authorization regime' とはどういう意味か?

##### 14.1.2 Maintenance or Restoration of Peace by Regional or Other Organizations

- ・ Kosovo 危機については、14.4.5 も参照

##### 14.1.3 Maintenance or Restoration of Peace upon Authorization of the GA

## 14.2 Peacekeeping Operations

- ・ 伝統的平和維持活動の特徴を整理
- ・ 伝統的平和維持活動の主たる任務・活動内容は？
- ・ 伝統的平和維持活動の枠からはみ出る活動として、どのような事例があり、そこではどのような活動がなされているか？
- ・ 平和維持活動が、国連憲章第7章が予定していた制度とは異なる、というのはどういう意味か。

## 14.3 Collective Measures Not Involving the Use of Force

### 14.3.1 Economic and Other 'Sanctions'

### 14.3.2 Non-Recognition of Illegal Situations

- ・ non-recognition とは？
- ・ そのねらいは？
- ・ その限界は？ 講義担当者の見解については、参考文献参照。

### 14.3.3 Condemnation by the SC

### 14.3.4 Public Exposure, by the GA of Gross Violations

### 14.3.5 The Establishment of International Criminal Tribunal

- ・ なぜ安全保障理事会が国際刑事裁判所を設立することができるのか？

## 14.4 Exceptionally Permitted Resort to Force by States

### 14.4.1 Self-Defence

#### (a) General

- ・ 事例を整理

#### (b) The question of ascertaining facts

#### (c) Is anticipatory self-defence admissible?

- ・ 事例を整理
- ・ Cassese の主張の根拠を列挙し、それに対してあり得る批判を考える

#### (d) Self-defence against armed infiltration and indirect aggression

- ・ Nicaragua 事件判決は、armed attack とそうでない武力行使とをどのように区別したか、また、なぜ区別したか？

(e) Collective self-defence

- ・ 集団安全保障と集団的自衛との違いは？

14.4.2 Protection of Citizens Abroad

- ・ 自衛隊法 100 条の 8 を参照。  
六法に載っていない法律の探し方は、法学部 HP の「研究学習資源」 「法学部生のための文献資料の探し方」を参照。
- ・ この類型の自衛権行使を合法とすることと、先制自衛(14.4.1 (c))や人道的干渉(14.4.5)を違法とすることとは、整合的に理解できるのだろうか？

14.4.3 Armed Intervention with the Consent of the Territorial State

- ・ 何が問題なのか、整理してみよう

14.4.4 Armed Reprisals against Unlawful Small-scale Use of Force

- ・ Cassese によれば、どのような場合なら武力による復仇（対抗措置）が認められるか？

14.4.5 Is Resort to Force to Stop Atrocities Legally Admissible?

- ・ (14.4.2 に挙げた問題を参照)

14.5 Use of Force When Self-determination Is Denied

14.6 The Old and the New Law Contrasted

- ・ その違いを整理対照する

## 用語

- ・ p. 101 the 1970 Declaration on Friendly Relations 友好関係原則宣言
- ・ p. 101 the Declaration on the Definition of Aggression of 1974 侵略の定義に関する決議
- ・ p. 299 the resolution “Uniting for Peace” 「平和のための結集」決議

## 事例・裁判例

- ・ p. 102 Nicaragua 判例集 118
- ・ p. 299 the Suez crisis 香西茂『国連の平和維持活動』（有斐閣、1991年）
- ・ p. 299 Certain Expenses of the UN 判例集 117

- ・ p. 305 Tadić 判例集 123
- ・ p. 320 Corfu Channel 判例集 33

## 参考文献

### 5.5 (p. 102 の(5))

瀧本正太郎「『武力併合』と『時効』とをめぐると実効性と合法性との対立(一)(二・完)」法学論叢 141 巻 2 号(1997 年)、142 巻 4 号(1998 年)。

### 14.1.1

酒井啓亘「国連憲章第三九条の機能と安全保障理事会の役割」山手治之・香西茂編『現代国際法における人権と平和の保障』(東信堂、2003 年)

### 14.3.2

瀧本正太郎「武力併合の事実上の承認(一)(二・完)」法学論叢 147 巻 4 号(2000 年)、149 巻 3 号(2001 年)。

### 14.4.1

浅田正彦「日本と自衛権」国際法学会『日本と国際法の 100 年 第 10 巻 安全保障』(三省堂、2001 年)

アフガニスタンに対する米国他の攻撃について

松田竹男「国際テロリズムと自衛権」国際法外交雑誌 101 巻 3 号(2001 年)

浅田正彦「同時多発テロ事件と国際法上の自衛権」法学セミナー 47 巻 3 号(2002 年)

藤田久一「9.11 大規模テロと諸国の対応」国際問題 505 号(2002 年)

イラク戦争については、日本語ではまとまった研究はまだ出ていない。英語では、例えば、以下の雑誌所収の諸論文を参照。

European Journal of International Law, vol. 14, No. 2 (2003)

American Journal of International Law, vol. 97, No. 3 (2003)

### 14.4.5

松井芳郎「現代国際法における人道的干涉」竹本正幸追悼『人権法と人道法の新世紀』(東信堂、2001 年)

最上敏樹『人道的介入』(岩波新書、2001 年)